

条 例

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第四十六号

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例の一部を改正する条例

被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例（平成二十五年埼玉県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条の見出し中「利用世帯等」を「基準」に改め、同条第一項中「一の居室を二以上の世帯に利用させないよう」を「居室を原則として個室とするよう」に改め、同条第二項中「被保護者等一人当たり」を「各居室」に、「四・五平方メートル」を「七・四三平方メートル」に、「九・四五立方メートル」を「十五・六〇三立方メートル」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十七年十一月一日から施行する。
- 2 改正前の被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第八条第二項の適用を受けていた住居等を、改正後の被保護者等住居・生活サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例第八条第二項に規定する基準に適合させようとする場合において、当該住居等に居住している者を引き続き当該住居等に居住させる等しなければ、その者の住居等の確保が困難となるおそれがあると知事が認めるときは、当該おそれがある間における当該住居等に係る同項の規定の適用については、同項中「七・四三平方メートル」とあるのは「四・九五平方メートル」と、「十五・六〇三立方メートル」とあるのは「十・三九五立方メートル」とする。